

## 指定申請事務の流れ（事業者用）

### 事前準備

指定事業者になるためには、厚生労働省で定める人員及び運営に関する基準を満たしていなければなりません。そのため、申請の時期にあわせて準備を進めておく必要があります。

（例）法人格取得手続き 等

提出書類については、別紙 2-2 をご覧ください。

なお、不明な点がありましたら、福祉推進課にお問い合わせください。

### 申請受付

- ・申請書類は、下記の場所及び時間にご持参いただくか、郵送等により提出してください。

《受付又は送付場所》

〒693-8530

出雲市役所福祉推進課 あて

TEL 0853-21-6961 FAX21-6598

《受付時間》

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

午前8時30分から午後5時まで

- ・提出部数は、各書類1部です。

### 審査・決定

- ・福祉推進課において書類による審査を行い、申請から概ね30日以内に指定を決定し、指定書を送付します。

その際に事業所番号についても通知します。

県から事業所番号を取得

### 公 示

指定した事業者については、事業者等の名称、所在地、サービスの種類等を公示します。

また、島根県等関係機関にも情報を提供するとともに、インターネット等でも公開します。

※ 変更届出書、廃止・休止・再開届出書、辞退届出書についても、指定申請書の受付方法に準じて受け付けします。